

平成 28 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 28 年第 3 回水巻町議会定例会は、平成 28 年 9 月 6 日 10 時 01 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 大 辻 直 樹

主任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	健康課長	内 山 節 子
副 町 長	吉 岡 正	建設課長	荒 卷 和 徳
教 育 長	小 宮 順 一	産業環境課長	増 田 浩 司
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	上下水道課長	河 村 直 樹
企画財政課長	篠 村 潔	会計管理者	山 田 浩 幸
管 財 課 長	原 田 和 明	生涯学習課長	村 上 亮 一
税 務 課 長	堺 正 一	学校教育課長	中 西 豊 和
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	図書館・歴史資料館館長	古 川 弘 之
地域・こども課長	山 田 美 穂	監 査 委 員	加 藤 博 道
福 祉 課 長	吉 田 奈 美	監査事務局書記	磯 嶋 信 弘

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 28 年 9 月 定例会
(第 3 回)

本会議 会議録

平成 28 年 9 月 6 日

水 卷 町 議 会

平成 28 年 第 3 回水巻町議会定例会 会議録

平成 28 年 9 月 6 日

午前 10 時 01 分開会

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 28 年第 3 回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に 16 番 船津議員、2 番 出利葉議員を指名いたします。

日程第 2 会期について

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 9 月 27 日まで、22 日間をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって会期は、9 月 27 日まで 22 日間と決しました。

日程第 3 報告第 9 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、報告第 9 号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 9 号 住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、住宅使用料等滞納者に対する訴えの提起の専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。申し立ての相手方は 1 件で、住宅使用料等を滞納し、再三の催告にもかかわらず支払いに応じないため、家屋の明渡し等を求めて訴えを起こしたものです。よろしくお願いたします。

日程第 4 報告第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、報告第 10 号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 10 号 猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、平成 28 年 6 月 24 日付け議案第 30 号で議会の議決を得ました猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

なお、請負金額は 121 万 1 千 760 円の増額で、工事の主な変更内容は、次のとおりです。

当初設計では、防音区画内としておりました 2 階配膳室及び 3 階配膳室の南側の防音サッシを取り替える計画でしたが、施工にあたり学校から配膳室の換気を頻繁に行えるよう窓を開放したいとの要望があり、九州防衛局と協議の上、当該 2 か所の配膳室を防音区画外に変更しました。

これに伴い、配膳室南側防音サッシ 2 か所を普通サッシに、配膳室と廊下との間の普通引分け戸を防音引分け戸に変更するものです。

以上の理由から設計を変更し、請負金額の増額を行うものです。よろしく願いいたします。

日程第 5 報告第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、報告第 11 号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

報告第 11 号 水巻中学校北校舎エアコン設置工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告について、平成 28 年 6 月 24 日付け議案第 29 号で議会の議決を得ました水巻中学校北校舎エアコン設置工事の第 1 回変更請負契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

請負金額は、221 万 1 千 840 円の増額で、工事の主な変更内容は、既設空調ダクトのジョイント部分のパッキンにアスベストが含有していることが判明したため、密閉養生や撤去処分を追加するものです。以上の理由から設計を変更し、請負金額の増額を行うものです。よろしく願いいたします。

日程第 6 認定第 1 号 / 日程第 7 認定第 2 号 / 日程第 8 認定第 3 号

日程第 9 認定第 4 号 / 日程第 10 認定第 5 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、認定第 1 号 平成 27 年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 2 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 3 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 4 号 平成 27 年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第 10、認定第 5 号 平成 27 年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定についての5案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上につきましては、一括して提案させていただきます。

認定第1号から認定第5号までの5案件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

引き続き、監査委員に監査報告を求めます。加藤監査委員。

監査委員（加藤博道）

はじめに、平成27年度水巻町一般会計及び特別会計の決算審査結果について、ご報告申し上げます。

審査の対象は、平成27年度水巻町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、地域下水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の、それぞれの歳入歳出決算であります。

各会計の歳入歳出決算書及び関係書類等を基に審査いたしました結果、各会計とも予算の目的に沿って執行されており、また、その計数は正確であり、平成27年度における決算額が適正に表示されているものと認めました。

それでは、詳細は省略させていただき、総括的な意見を申し上げます。

まず、一般会計決算は、歳入決算額97億3千544万9千円、歳出決算額93億5千543万5千円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引きした形式収支では、3億8千1万4千円の黒字決算です。形式収支3億8千1万4千円の中から、繰越財源として翌年度に2千458万4千円を繰り越し、財政調整基金に1億8千万円を積み立てたため、最終的な翌年度への純繰越金は、1億7千543万円であります。

歳入については、前年度より2億1千193万3千円の増加であります。主なものは、町税1億375万3千円、地方消費税交付金2億2千821万7千円、地方交付税1億8千350万5千円、国庫支出金2億8千267万6千円等が増加となり、一方、前年度は基金統廃合を行いました、本年度は行わなかったため、繰入金6億2千824万円減少となっております。

歳出については、前年度より1億9千774万4千円の増加であります。

「義務的経費」は、3千173万5千円の増加であり、前年度と比較して、公債費は、1億849万7千円減少しましたが、人件費2千89万6千円及び、扶助費1億1千933万6千円の増加が、主な増の原因であります。

「消費的経費」は、1千99万6千円の減で、固定資産台帳整備等で物件費は増となりましたが、遠賀・中間地域広域行政事務組合の負担金が減り、補助費等が減となったことが、主な原因であります。

「投資的経費」は、普通建設事業費で、中央公民館空調設備改修工事や、町営住宅エレベーター設置工事などの増により、全体で5億3千415万6千円の増加となっています。

「その他の経費」は、3億5千715万1千円の減少となっていますが、これは歳入の部でも述べましたとおり、積立金の減で、前年度の基金見直し統廃合が主な原因であります。

次に特別会計ですが、国民健康保険事業特別会計は、形式収支では2千631万6千円の黒字決算であります。国民健康保険支払準備基金からの繰入金、一般会計からの「その他繰入金」や「その他の繰越金」を差し引くと、1億8千609万6千円の赤字決算であります。なお、一般会計からの赤字補てん繰り入れである「その他繰入金」は、3千万円減少し、1億2千万円となっています。

高齢化社会の進行と医療技術高度化に伴い、医療費の増加は今後も続くと思われま。国民健康保険事業特別会計は、赤字補てんを一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない財政状況です。前年度にも要望した、町全体で健康づくりの目標を立てた啓発活動を推進して、住民の健康意識を高め、「特定健康診査」「特定保健指導」の取り組みを進めるとともに、レセプトの点検の充実、ジェネリック医薬品利用の促進などで医療費増加の抑制を図られること、加えて保険税の納税意識を高め、収入率の向上に、より一層努められたいと思います。

後期高齢者医療特別会計は、329万3千円の黒字決算であります。

後期高齢者医療特別会計の財政運営は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行ない、保険料徴収は市町村が行なっているものです。後期高齢者医療保険における被保険者は年々増加しており、本年度の平均被保険者数は3千910人で前年度より103人増加しています。

医療費の増に加えて、後期高齢者医療被保険者数も年々増加しており、後期高齢者医療広域連合への負担金が増加傾向にありますので、特に高齢者の健康管理意識向上の取り組みを進め、医療費の抑制に努められるとともに、引き続き保険料未収解消の対策を講じられたいと思います。

地域下水道事業特別会計は、5万8千円の黒字決算であります。

公共下水道事業特別会計は、2千40万3千円の黒字決算であります。

重要な財源である下水道使用料及び受益者負担金の収入率向上に努力され、また、下水道基盤の整備促進にも努力されることを、あわせて要望いたします。

全体として、地域経済の状態や雇用情勢の回復は、依然として大きな進展は見えておらず、町の主要な財源である税収の伸びについても、本年度は若干の増はあったものの、次年度以降は楽観視できない状況にあります。

一般会計は、歳入では町税収入、地方交付税が共に増加し、町の財政状況は好転の兆しが伺えますが、景気変化に影響を受ける法人町民税などの税収には不安定要素もあり、注意を要する必要があるところです。

歳出では、公共施設の老朽化等に伴い改修工事費が増加しています。また、少子高齢化社会の進行により、扶助費等の増加傾向も続いております。繰出金の増などで、行財政運営は厳し

い状況が続いています。

今後の行財政運営にあたっては、歳入に関しては、詳細な行財政の点検により財源の確保を推進し、あわせて町税、国民健康保険税、使用料、負担金等の収入未済額の解消に向けた、効果的な収納対策の強化を図られたいと思います。

歳出に関しては、少子高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増加や、下水道事業の整備促進に伴う繰出金、国民健康保険、介護保険広域連合、後期高齢者医療等への負担金・繰出金の増などで、厳しい財政状況が続くものと思われませんが、限られた財源の中で、アンケート調査などを重視し、的確に住民の要求を把握して、住民サービスの向上に向けた効率的・効果的な行財政運営を望むものであります。

次に、平成 27 年度定額資金運用基金運用状況調書の審査について、ご報告申し上げます。

対象の定額資金運用基金は国民健康保険高額療養資金貸付基金と国民健康保険出産資金貸付基金であります。

期間中の基金の運用状況は、それぞれの設置目的に沿って運用されており、計数は正確で、その執行は適正であると認めました。

続いて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査について、ご報告申し上げます。

健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業における資金不足比率についても、資金不足無しであることを確認しました。

以上、平成 27 年度一般会計・特別会計の決算審査、及び定額資金運用基金運用状況調書の審査、並びに健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率についての決算審査報告といたします。

日程第 11 議案第 31 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 31 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 31 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、重度障害者医療制度について、県の助成対象が拡大され、小学校 6 年生までの重度障害者については精神病床入院に係る費用も県費負担の対象となりました。

これに伴い本町では、精神病床入院に係る費用については、中学校 3 年生までに助成の対象を拡大するため、本条例の改正を行うものです。

また、この制度改正により中学校 3 年生までの子どもについては、重度障害者医療と子ども医療の助成の内容に差がなくなることから、重度障害者医療の資格を優先するよう、附則において、子ども医療費の支給に関する条例を改正します。

その他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴う引用条

文の項ずれについて、所要の改正を行うものです。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 12 議案第 32 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、今回、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例での引用条文に項ずれが生じることから、所要の改正を行うものです。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 13 議案第 33 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正について、中央公民館及び南部公民館の使用料について、利用者の利便性を考慮した内容に改めるとともに、貸出施設や設備の一部見直しを行うため、本条例の改正を行うものです。

主な改正点は、楽屋和室と視聴覚室の貸出区分の見直しに伴う料金の変更、入場料等の徴収を伴う使用についての割増料金を 20 割増から 10 割増へ減額すること、貸出設備や備品の種類について見直しを行い、別表の規定を整理することなどです。よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 14 議案第 34 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算(第 2 号)について、今回の補正予算は、農地耕作条件改善事業補助金を活用した農地の区画整備、みどりんばあーく第 2 駐車場整備工事、防衛施設周辺防音事業補助金を活用した猪熊小学校北校舎防音サッシ改修工事などの費用につきまして、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 千 465 万円を追加いたしまして、96 億 4 千 225 万円としております。

歳出予算の主なものとして、まず、国の農地耕作条件改善事業補助金を活用した、農地の区画拡大及び暗渠排水整備に対する農用地区域への補助金を785万円増額しています。

なお、財源としては、全額国庫支出金を計上しています。

次に、みどりんぱあーくの第2駐車場用地の農用地除外手続きが完了したことから、駐車場に整備するための経費700万円を計上しています。

さらに、猪熊小学校北校舎防音サッシ改修工事費として750万円を計上しております。これは、防衛施設周辺防音事業補助金を活用した水巻中学校北校舎エアコン設置工事、猪熊小学校南校舎防音サッシ改修工事が入札により事業費が減額となったことに伴い、補助金にも残額が発生する見込みとなりました。

また、九州防衛局から来年度は補助金の予算枠が縮小されることが想定される旨の連絡がありました。この様なことから、九州防衛局と協議を行い、補助金の残額を活用して、今年度内に完了できる範囲内で、来年度計画しておりました猪熊小学校北校舎防音サッシ改修工事の一部を前倒しして実施するものです。

また、福岡県の医療費支給事業の制度改正や社会保障番号制度などに対応するため、重度障害者医療システムなどの改修費190万円、えぶり山荘敷地内において、通行人や車両に落下する恐れがある樹木の枯枝の剪定を行うための経費40万円につきまして、所要の補正を行うものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金として、農地耕作条件改善事業補助金を歳出と同額の785万円、繰入金として、ふるさと応援基金繰入金を50万円、繰越金を1千630万円増額しています。

なお、ふるさと応援基金繰入金は、南部公民館玄関前段差解消工事に充当いたします。

また、水巻町中学校給食調理・配送・配膳等業務委託料につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分 散会